

# 広告を掲載しませんか

## 広報にしわき・市ホームページ有料広告

西脇市では、財源確保と地域経済の活性化などを目的に、広報にしわきと市ホームページに有料広告を掲載しています。申し込みは随時受け付けています。

### ◆提出書類

- ・ 広告掲載申込書
- ・ 事業内容が分かる書類

※資格や免許が必要な業種については、資格を証明する書面や免許証の写しなども必要です。

### ◆掲載枠・掲載料（1ヵ月当たり）

#### ◇広報にしわき

- ・ 1枠（縦4.5cm×横18.1cm）=25,000円
- ・ 1/2枠（縦4.5cm×横9cm）=14,000円
- ・ 1/3枠（縦4.5cm×横5.5cm）=10,000円

#### ◇市ホームページ

- ・ 1枠（縦60ピクセル×横150ピクセル）=10,000円



▲広報にしわき



▲市ホームページ



### ◆その他

- ・ 掲載には規程などに基づいた審査があります。内容などによっては掲載できない場合があります。
- ・ 掲載は先着順です。申し込み多数の場合、広報にしわきへの掲載は市内事業者を優先します。
- ・ 広報にしわきへの掲載の申込締切は、掲載を希望する月の1ヵ月前です。
- ・ 6ヵ月以上継続して掲載すると掲載料が5パーセント、12ヵ月の継続は10パーセント割引されます。
- ・ 詳しくは市ホームページをご覧ください。

### ◆申込み・問合せ

秘書広報課（市役所内線207、333）



窓口が混み合う時期に合わせて

# “土曜日臨時窓口” 開設

転入や転出届で窓口が混み合う3月下旬から4月中旬までの土曜日に、臨時窓口を開設します。平日に来庁する時間が取れない方は、臨時窓口をご利用ください。詳細については、事前に各担当課へお問い合わせください。

◆問合せ 戸籍住民課（市役所内線367・247）  
税務課（市役所内線240・379）

### ◆開設日時

3月21日（土）、28日（土）、  
4月4日（土）、11日（土）  
いずれも午前8時30分～午後  
0時30分

### ◆開設する課と取扱業務

◇戸籍住民課  
・ 住民票、印鑑登録証明書など各種証明書の発行

・ 印鑑登録

・ マイナンバーカードの交付  
※交付には予約が必要です。

事前に戸籍住民課へご連絡  
ください。

・ 電子証明書の発行・更新

・ 転入・転出届等住民異動届  
の受け付け

・ 転入・転出等に伴う国民年  
金の手続き

### ◇税務課

・ 市・県民税課税・非課税証明  
書、軽自動車税納税証明  
書の発行

◆注意事項  
①他の市区町村や関係機関との  
連絡を必要とする事務な

どについては取り扱えません。平日に改めてご来庁いただく場合があります（運転免許証や健康保険証など）をお持ちください。

③住民異動届をする方は、マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちください。

④印鑑登録証明書の請求には、「印鑑登録証」をお持ちください。

⑤戸籍の届け出は当直室でお預かりします。

### 火曜日の延長窓口について

毎週火曜日は午後7時まで窓口業務を延長（延長窓口）しています。

3月17日と24日、31日、4月7日（いずれも火曜日）の戸籍住民課での延長窓口では、通常は行っていない転入・転出届などの業務も取り扱います。注意事項は土曜日臨時窓口と同じです。

## 引っ越しをする方は住民票の異動届を

進学や就職などで引っ越しをする方は、原則として新たに居住する寮やアパートなどが住所地になります。

住民票は選挙人名簿などの登録や、行政サービスにつながる大切な情報です。引っ越しの際は市区町村役場で、転出・転入届など住所異動手続きを行ってください。

### ◆届け出に必要な書類

本人確認書類とマイナンバーカードまたは通知カードをお持ちください。

その他、必要な書類は個人によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村役場へお尋ねください。

### ◆問合せ

戸籍住民課（市役所内線367）

### 西脇市から市外へ引っ越すとき

西脇市役所 《転出の前後14日以内に》  
戸籍住民課⑧窓口で転出届を提出し、転出証明書を受け取る。

転出先の市区町村役場 《転入した日から14日以内に》  
転出証明書を添えて、転入届を提出する。

### 西脇市内で転居するとき

西脇市役所 《転居した日から14日以内に》  
戸籍住民課⑧窓口で転居届を提出する。

## ごみダイエット通信

◆環境課（☎22-3111）

### 第35話 ～「引っ越しごみ」を正しく処分～

春は進学・就職などで引っ越しが増える季節です。引っ越しに伴って、普段より多くのごみが出ることもあるのではないのでしょうか。

◆可燃ごみ  
今回は引っ越しごみの処分方法についてお伝えします。

◆大型ごみ  
多量の可燃ごみをごみステーションに持ち出すことはできません。直接みどり園へ持ち込んでください。この場合、可燃ごみ用の指定袋（黄色の燃えるごみ用袋）を使う必要はありませんが、処分には10キログラム当たり80円の手数料が必要です。中身が見える袋に入れ、飛散しないようにしてください。

◆大型ごみ  
たんすや机、カーペットなどの大型ごみの処分には、直接みどり園へ持ち込む方法とみどり園に電話で収集を依頼する方法があります。手数料は品目ごとに、持ち込みか戸別収集かによって決まっています。詳しくはみどり園発行の「ごみ百科事典」またはみ

どり園ホームページなどでご確認ください。

### ◆家電4品目

大型ごみのうち、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、みどり園では引き取りできません。これらの処分方法は「家電リサイクル法」で決められています。処分する場合は家電を購入した店舗に引き取ってもらうか、購入した店舗が分からない場合は、お近くの家電製品販売店へお問い合わせください。

### ◆無許可の回収業者に注意

市の許可や委託を受けずに家庭のごみ（廃棄物）を回収することはできません。料金や処分方法などでトラブルになることもありますので、無許可の回収業者を利用しないでください。

◆ごみの処分が困ったときはみどり園（☎23-2808）または市役所環境課へお問い合わせください。ごみの適正な処理をお願いします。